



# 改正地球温暖化対策推進法の概要

～地域における脱炭素化の促進について～

2021年10月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課



---

# 1. 地球温暖化対策推進法改正の背景

---

- |                 |   |
|-----------------|---|
| <b>2020年10月</b> | <b>2050年カーボンニュートラル宣言</b><br>○2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す   |
| <b>2021年4月</b>  | <b>2030年度温室効果ガス排出削減目標を表明</b><br>○2030年度に2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦  |
| <b>2021年5月</b>  | <b>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立</b><br>○パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を定立<br>○地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設 |
| <b>2021年6月</b>  | <b>地域脱炭素ロードマップの決定</b><br>○2030年までに、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出<br>○全国で重点対策を実施（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブ（※）等        |
| <b>2021年10月</b> | <b>地球温暖化対策計画等閣議決定</b><br>○中期目標：2030年度に2013年度比46%減、さらに50%の高みに向けて挑戦<br>○長期的目標：2050年カーボンニュートラル                       |

（※）再生可能エネルギー電力と電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車を活用するドライブ。  
2021年3月より、環境省として後押しする取組を開始。

## 三．グリーン社会の実現

菅政権では、成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力してまいります。

我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**ことを、ここに宣言いたします。

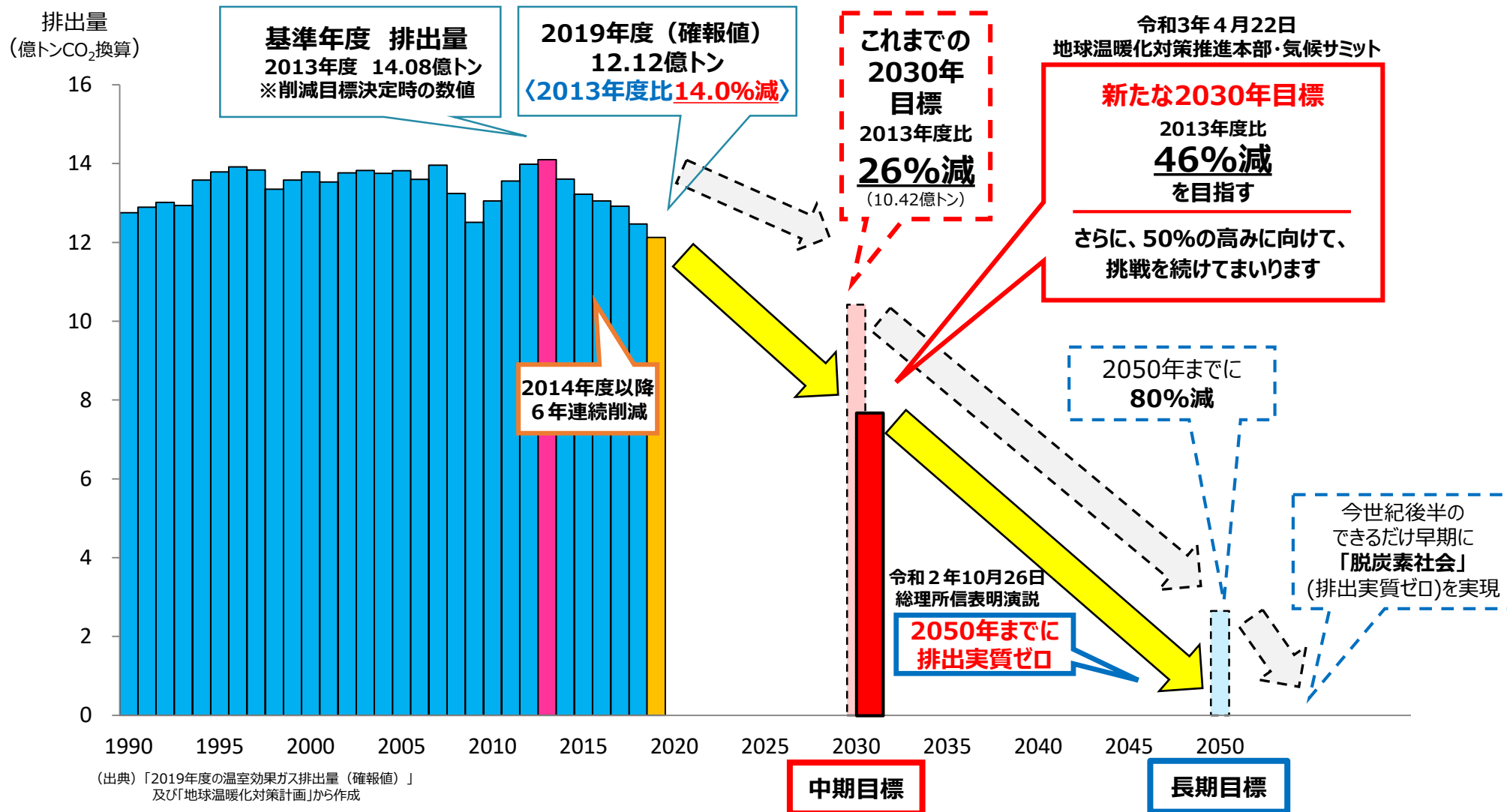
もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環を作り出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

# 我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部・気候サミットにて、**新たな2030年温室効果ガス排出削減目標を設定。**
- 従来の2013年比26%減の目標から、**2013年度比46%減を目指し、さらに50%減の高み**に向けて挑戦する旨を表明。



- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。関係各方面からのヒアリングを通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、令和3年4月20日の第2回では、ロードマップの骨子案を議論。
- 令和3年6月9日の第3回において、「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

## ●構成メンバー

- ＜政府＞ 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
- ＜地方自治体＞ 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

## ●開催経緯

- 第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組
  - 第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案
  - 第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定
- ※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

- 内閣官房HP（会議資料・議事録等掲載）：  
国・地方脱炭素実現会議  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/>

# 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2021年9月30日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする464自治体（40都道府県、278市、10特別区、114町、22村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億1,157万人**※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

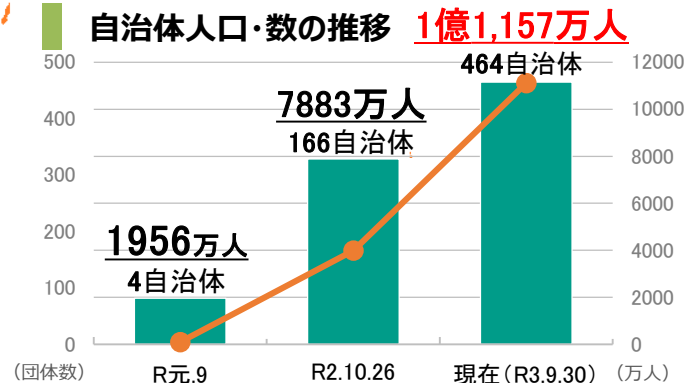
## 表明都道府県（1億72万人）

■ : 都道府県表明済



## 表明市区町村（6,530万人）

北海道	宮城県	茨城県	栃木県	埼玉県	東京都	新潟県	山梨県	長野県	愛知県	大阪府	鳥取県	徳島県	熊本県
古平町	気仙沼市	水戸市	那須塩原市	秩父市	葛飾区	佐渡市	南アルプス市	白馬村	豊田市	枚方市	北栄町	阿南市	熊本市
札幌市	富谷市	土浦市	大田原市	さいたま市	多摩市	粟島浦村	甲斐市	池田町	みよし市	東大阪市	南部町	香川県	菊池市
二七〇町	美里町	古河市	那須烏山市	所沢市	世田谷区	妙高市	笛吹市	小谷村	半田市	泉大津市	米子市	善通寺市	宇土市
石狩市	仙台市	結城市	那須町	豊谷市	豊島区	十日町市	上野原市	軽井沢町	岡崎市	大崎市	鳥取市	高松市	宇城市
稚内市	岩沼市	常総市	那珂川町	武蔵野市	武蔵野市	新潟市	中央市	立科町	大府市	阪南市	境港市	東かがわ市	阿蘇市
釧路市	秋田県	高崎市	鹿沼市	飯能市	調布市	柏崎市	市川三郷町	南箕輪村	田原市	豊中市	日南町	丸亀市	合志市
厚岸町	大館市	北茨城市	宇都宮市	狭山市	足立区	津南町	富士川町	佐久市	武豊町	吹田市	島根県	坂出市	美里町
喜茂別町	大湯村	牛久市	群馬県	入間市	国立市	村上市	昭和町	小諸市	犬山市	高石市	松江市	宇多津町	玉東町
鹿追町	山形県	鹿嶋市	太田市	日高市	港区	新発田市	北杜市	東御市	蒲郡市	能勢町	邑南町	愛媛県	大津町
羅白町	東根市	潮来市	藤岡市	春日部市	狛江市	富山県	甲州市	松本市	小牧市	河内長野市	美郷町	松山市	菊陽町
富良野市	米沢市	守谷市	神流町	久喜市	中央区	魚津市	富士吉田市	上田市	春日井市	堺市	出雲市	新居浜市	高森町
当別町	山形市	常陸大宮市	みなかみ町	越谷市	新宿区	南砺市	都留市	高森町	常滑市	八尾市	岡山市	高知市	西原村
小樽市	朝日町	那珂市	大泉町	草加市	荒川区	立山町	山梨県	伊那市	知多市	和泉市	真庭市	四万十市	南阿蘇村
紋別市	高畠町	筑西市	館林市	三郷市	北区	富山市	大月市	飯田市	稲沢市	熊取町	岡山市	宿毛市	御船町
苫小牧市	庄内町	坂東市	嬬恋村	吉川市	江東区	石川県	韭崎市	飯田市	岐阜県	岸和田市	津山市	南国市	嘉島町
足寄町	飯豊町	桜川市	上野村	八潮市	神奈川県	加賀市	甲州市	大垣市	三重県	太子町	玉野市	高知市	益城町
更別村	南陽市	つくばみらい市	千代田町	松伏町	横浜市	金沢市	早川町	郡上市	志摩市	南伊勢町	泉佐野市	黒潮町	甲佐町
清水町	川西町	小美玉市	前橋市	川崎市	小田原市	白山市	身延町	羽島市	桑名市	兵庫県	備前市	福岡県	山都町
沼田町	鶴岡市	茨城町	本庄市	美里町	鎌倉市	小松市	南部町	中津川市	静岡県	多気町	明石市	瀬戸内市	荒尾市
八戸市	尾花沢市	城里町	上尾市	美里町	川崎市	福井県	道志村	静岡県	明和町	明和町	神戸市	赤磐市	球磨村
七戸町	福島県	東海村	千葉県	上尾市	開成町	坂井市	西桂町	静岡県	御殿場市	大台町	西宮市	和気町	北九州市
つがる市	郡山市	五霞町	山武市	山武市	三浦市	福井市	忍野村	静岡市	浜松市	大紀町	姫路市	早島町	大分県
深浦町	大熊町	境町	野田市	野田市	相模原市	大野市	山中湖村	静岡市	静岡市	紀北町	姫路市	久米南町	大分市
久慈市	浪江町	取手市	我孫子市	我孫子市	横須賀市	鯖江市	鳴沢村	静岡市	牧之原市	度会町	豊岡市	美咲町	日田市
二戸市	福島市	下妻市	浦安市	浦安市	藤沢市	敦賀市	富士河口湖町	滋賀県	富士宮市	滋賀県	芦屋市	吉備中央町	宮崎県
葛巻町	広野町	ひたちなか市	四街道市	四街道市	厚木市	越前市	小菅村	滋賀県	御前崎市	滋賀県	三田市	倉敷市	串間市
普代村	檜葉町	笠間市	千葉市	千葉市	薬野市	越前市	丹波山村	滋賀県	藤枝市	滋賀県	近江八幡市	奈義町	宮崎県
軽米町	本宮市	喜多方市	成田市	成田市	葉山町	茅ヶ崎市	焼津市	滋賀県	焼津市	京都府	宝塚市	西粟倉村	都農町
野田村	喜多方市		成田市	成田市	寒川町	寒川町	伊豆の国市	滋賀県	伊豆の国市	京都府	高砂市	佐賀県	鹿儿岛県
九戸村			八千代市	八千代市	真鶴町	松田町	島田市	滋賀県	島田市	京都府	与謝野町	尾道市	鹿児島市
洋野町			木更津市	木更津市	松田町		富士市	滋賀県	富士市	京都府	宮津市	淡路市	知名町
一戸町			銚子市	銚子市			鎌田市	滋賀県	鎌田市	京都府	大山崎町	奈良県	指宿市
八幡平市			佐倉市	佐倉市			湖西市	滋賀県	焼津市	京都府	京丹後市	天理市	薩摩川内市
宮古市			館山市	館山市				滋賀県	焼津市	京都府	京田辺市	三郷町	瀬戸内町
一関市			南房総市	南房総市				滋賀県	焼津市	京都府	亀岡市	和歌山県	肝付町
紫波町			君津市	君津市				滋賀県	焼津市	京都府	福知山市	和歌山県	南大隅町
								滋賀県	焼津市	京都府	綾部市	那智勝浦町	錦江町
								滋賀県	焼津市	京都府			時津町
								滋賀県	焼津市	京都府			西海市
								滋賀県	焼津市	京都府			阿久根市
								滋賀県	焼津市	京都府			長島町
								滋賀県	焼津市	京都府			日置市
								滋賀県	焼津市	京都府			日置市
								滋賀県	焼津市	京都府			久米島町
								滋賀県	焼津市	京都府			竹富町
								滋賀県	焼津市	京都府			沖縄県
								滋賀県	焼津市	京都府			沖縄県



\* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

---

## **2. 地球温暖化対策推進法に基づく 「地方公共団体実行計画」制度について**

---



# 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）の概要



## 1. 法目的

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- [地球温暖化対策計画](#)の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- [地球温暖化対策推進本部](#)の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

## 3. 温室効果ガスの排出の量の削減等のための個別施策

### 政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編  
国・地方公共団体 [自らの事務・事業の排出量の削減計画](#)
- 区域施策編  
都道府県・中核市等以上の市も、[自然的社会的条件に応じた区域内の排出量の削減等の施策の計画](#)策定義務

### 地球温暖化防止活動推進センター等

- [全国地球温暖化防止活動推進センター](#)（環境大臣指定）  
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- [地域地球温暖化防止活動推進センター](#)（県知事等指定）
- [地球温暖化防止活動推進員](#)を県知事等が委嘱

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、[排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け](#)、国が集計・公表
- 事業者単位での報告
- 原則電子システムによる報告

### 排出削減等指針等

- 事業活動に伴う排出量の削減（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
- 日常生活における排出量の削減（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）

これら [排出削減の有効な実施の指針を国が公表](#)

（産業・業務・廃棄物・日常生活部門・上水道・工業用水部門・下水道部門を策定済み）

### 森林等による吸収作用の保全等

- 地球温暖化対策推進法第21条、第22条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体による温暖化対策のための実行計画を策定するもの。
  - 計画は以下の2種類で構成。
    - **事務事業編（すべての地方公共団体が策定義務の対象）**  
事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体自身の排出量の削減計画）
    - **区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市が策定義務の対象、その他の市町村は努力義務）**  
区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の排出削減計画）
- ※赤字は、改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）において追加された規定によるもの

## <制度の概要>

### 【事務事業編】

○単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画を策定しなければならない。

#### （策定内容）

- 計画期間
- 地方公共団体実行計画の目標
- 実行しようとする措置の内容
- そのほか地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

### 【区域施策編】

○区域の自然的社会的条件に応じて排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を策定しなければならない。

#### （策定内容）

- 区域の自然的社会的条件に適した再エネの利用促進に関する事項
- 事業者・住民が温室効果ガスの排出抑制等を行う活動の促進に関する事項
- 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便増進、都市の緑地の保全に関する事項
- 廃棄物の発生の抑制等の循環型社会形成に関する事項
- **それぞれの施策の実施目標**

# 地方公共団体実行計画制度の施行状況

■ 地方公共団体実行計画制度に関する施行状況は以下の通り。

## 地方公共団体実行計画（事務事業編）

- 公共施設など、地方公共団体自らの事務・事業からの排出削減に関する計画（すべての地方公共団体に策定義務）
- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。すべての地方公共団体で見ると90.1%が策定。

## 地方公共団体実行計画（区域施策編）

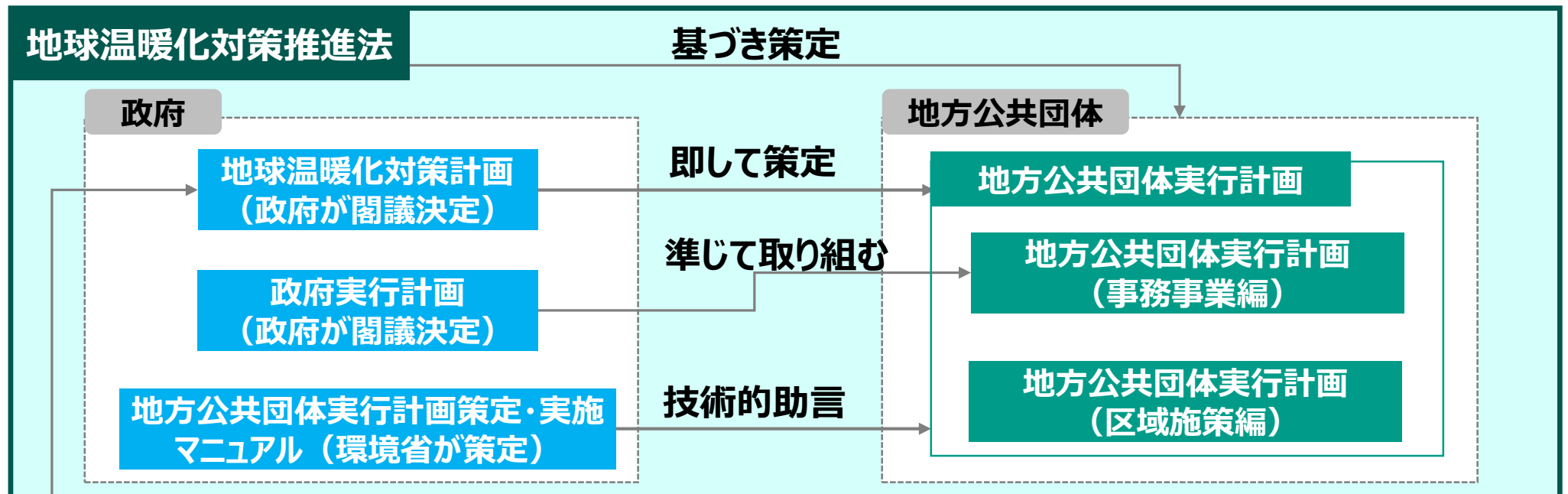
- 住民や事業者を含めた区域全体の再エネ導入、省エネ推進等の施策に関する計画（都道府県・政令指定都市・中核市・特例市に策定義務）
- 策定義務のある団体は全て策定。 すべての地方公共団体で見ると32.7%が策定。

## 地方公共団体実行計画策定状況（2020年10月時点調査）

団体区分	団体数	事務事業編 策定団体数・策定率		区域施策編 策定団体数・策定率	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	60	60	100.0%	60	100.0%
施行時特例市	25	25	100.0%	25	100.0%
その他市町村	1,636	1,459	89.2%	433	26.5%
合計	1,788	1,611	90.1%	585	32.7%

# 地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。



## 地球温暖化対策計画へ反映

地域脱炭素ロードマップ<sup>°</sup>  
〔国・地方脱炭素実現会議〕が決定)

---

## **3. 改正地球温暖化対策推進法の概要**

---

## 主な改正点とそのポイント

### ① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を**基本理念として位置付け**。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、**あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

### ② 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める**こととする。
- 市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の**手続ワンストップ化等の特例****を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

### ③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

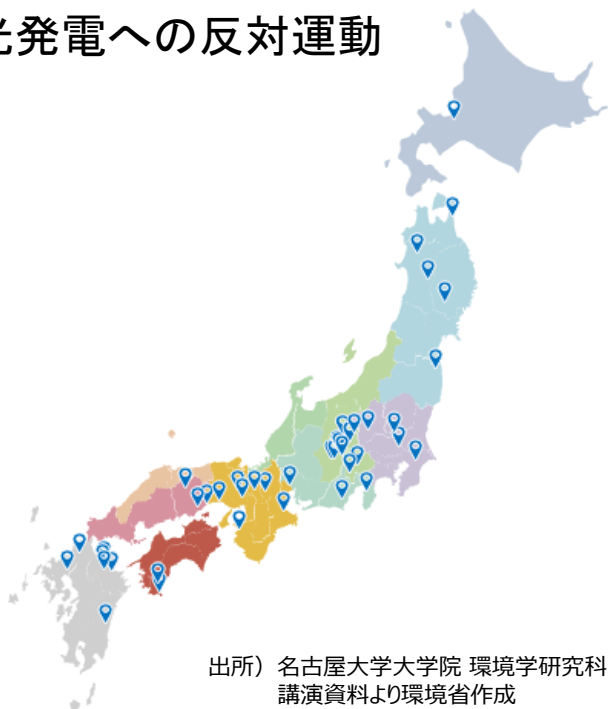
- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

# 地域の再エネ導入に当たっての課題（地域における合意形成の不足）

- 地域住民の懸念等により地域への再エネ導入が停滞している状況が多く見られる。大きな要因として、
  - **周辺住民等との合意形成を経ない形で再エネが導入**されることにより、景観悪化や騒音等の環境トラブルや地滑り等の災害が発生し、又はその懸念があること
  - 上記の結果、再エネが土地に依存する事業であるにもかかわらず**地域に利益が生じていない**（地域経済循環に寄与していない）ことが挙げられる。
- その結果、**再エネ設備の導入を条例で制限する自治体が急増**している（2017年度から3倍以上：39→149）。

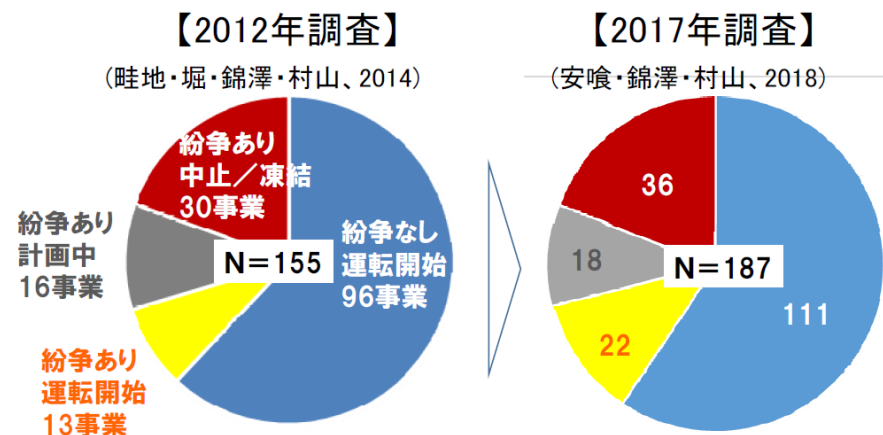
出所）一般財団法人地方自治研究機構（2021年4月1日時点）

## 太陽光発電への反対運動



出所）名古屋大学大学院 環境学研究科 丸山康司教授（2019年）  
講演資料より環境省作成

## 環境紛争発生状況（風力発電）



- 新聞記事調査（2012年、2017年）
- 76事業の計画段階で紛争が発生（ $\geq$ 出力7.5MW）

出所：東京工業大学環境・社会理工学院 錦澤滋雄准教授（2019年）講演資料

# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（1）



## 1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。  
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

## 2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。  
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

## 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続きのワンストップ化（※3）**や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続きの省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の地質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。



# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（2）

## 政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、+ 都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

## 都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

### ○ 都道府県 = 事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準

### ○ 市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

## 事業者による事業計画の申請

## 市町村による事業計画の認定

### 認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

合意形成  
プロセス  
※2



住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

援助※1  
(計画策定の促進)

※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

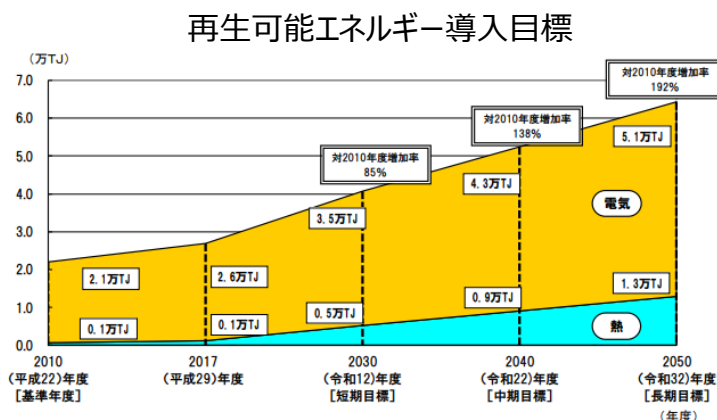
※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 地方公共団体実行計画の区域施策編について、①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成の4カテゴリについて**施策の実施目標を定める必要がある**。（第21条第3項第5号）
  - ①の再エネについて、基本的には、**各地方公共団体の再エネポテンシャルを最大限活用する観点**から、再エネ導入容量（kW等）を、再エネ種別ごとに設定することが考えられる。再エネ以外の施策（②～④）については、**施策の実施状況の進捗管理を適切に行えるようなKPI**としての目標を設定することが考えられる。

## 参考事例（長野県ゼロカーボン戦略）

- 再生可能エネルギーの導入量を2030年までに2010年度の約1.8倍、2050年までに約2.9倍にするという目標を打ち出している
- 家庭・運輸などの部門についても目標値を設定



出所) 長野県ゼロカーボン戦略 WEBページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html>

# 地球温暖化対策推進法の改正事項（地域脱炭素化促進事業）

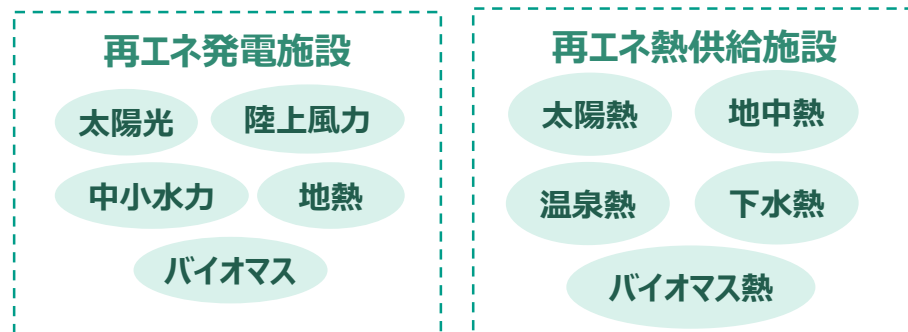
## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義(第2条第6項)。
- 地域脱炭素化促進事業の対象として、現在検討されているものは下記の通り。

### 事業範囲のイメージ

#### 地域脱炭素化促進施設

再生可能エネルギー利用を中心とする地域の脱炭素化のための施設



※再エネ海域利用法を活用する  
洋上風力は対象外

#### その他の地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設による再生可能エネルギーの利用を通じた  
区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組

蓄電池、自営線、  
水素製造施設、  
水素貯蔵施設

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの  
地域供給

EV充電施設  
の整備

環境教育  
プログラムの提供

地域の環境保全  
に資する取組

経済・社会の持続的発展  
に資する取組

# 地球温暖化対策推進法の改正事項（促進区域、環境配慮の基準）

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

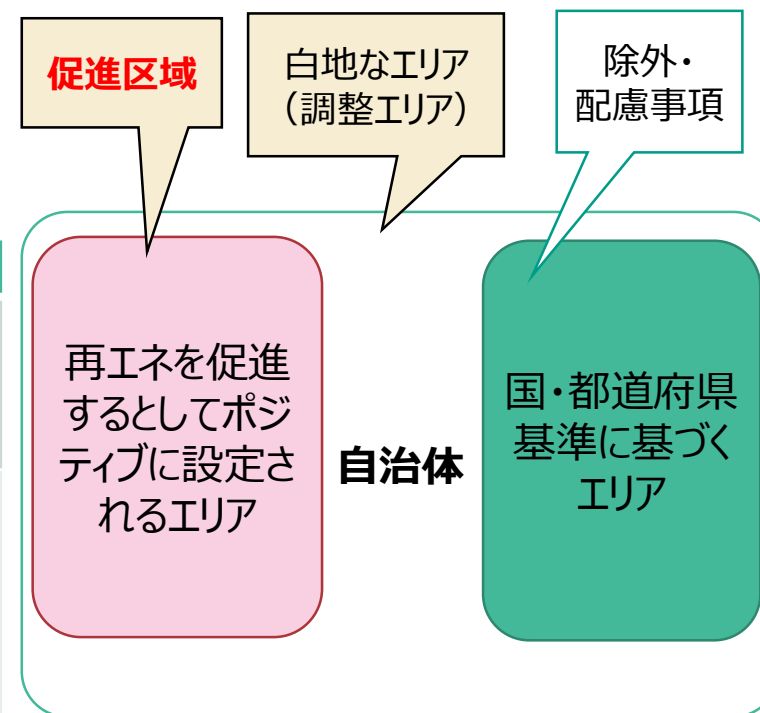
- 市町村は、（地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めている場合において）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、**促進区域**、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされている。（第21条第5項）
- 市町村は、**環境保全に係る国・都道府県による基準**のあり方を踏まえて、促進区域を設定。（第21条第6項、第7項）

## 促進区域設定のイメージ

- 促進区域の設定には、例えば次の手順が想定される。
  1. 環境省令や都道府県が設定した環境配慮基準に基づくエリアを除外。
  2. 白地なエリア（調整エリア）のうち、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを促進区域として抽出。

### 環境省令・環境配慮基準の設定例

設定例	概要	具体のイメージ（案）
環境省令	全国一律で一般的かつ明確な内容を想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護地域等の法律上又は事実上立地不可能な区域の除外</li> <li>● 絶滅危惧種の生育生息地等</li> <li>● 騒音等の防止</li> <li>● 住居に近接する場合の配慮</li> </ul>
都道府県の環境配慮基準	環境省令を踏まえつつ、それに地域の自然的社会的条件を加え、一定の具体的な面的な地理情報を念頭に置いた基準を提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県の定める保護地域等の条例上または事実上立地不可能な区域の除外</li> <li>● 当該エリアごとに、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 居住地域からの距離</li> <li>✓ 森林からの距離</li> <li>✓ 鳥の営巣地からの距離</li> </ul> </li> <li>● 等の地域別事情等から立地できない区域の有無等</li> </ul>



# 地球温暖化対策推進法の改正事項（地域環境保全・地域貢献）

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 市町村は、（地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めている場合において）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、**地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**等を定めるよう努めることとされている。（第21条第5項）

## 地域の環境保全・地域経済社会への貢献のイメージと具体例

### 1. 地域の環境保全

- 地域の景観や動植物・生態系等の自然環境への配慮に関する取組
- 騒音や悪臭等の生活環境への配慮に関する取組
- 事業実施後における地域脱炭素化促進施設の撤去・廃棄に関する取組

### 2. 地域の経済・社会の持続的発展（地域貢献）

- 域内に安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進するとともに、非常時の災害用電源として活用することが可能な取組
- 地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有を行う取組

#### 京都府宮津市

#### 地域課題解決

- **耕作放棄地で、イノシシやクマが出没するエリアに、メガソーラーを設置。**
- 売電収益の一部は、管理口座の設定により、地域に還元する仕組みを構築

<設置前>



耕作放棄地

<設置後>



出所）オムロンソーシアルソリューションズ株式会社より提供

#### 北海道石狩市

#### 地域経済

- デジタル化の進展で電力需要増が見込まれるデータセンターに再生エネ等を導入し、日本初となる**再生エネ100%によるゼロエミッション・データセンターの実現を目指す。**
- 電力多消費型産業の**産業誘致により、地域経済の発展にも貢献。**

ゼロエミッションデータセンター 完成イメージ



図出所）環境省「2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略への提案（2020年11月6日）」  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai2/siryous8.pdf>（閲覧日：2020/11/26）

#### 熊本県熊本市

#### 防災

- 市の廃棄物発電所の余剰電力を地域新電力を通じて**主要な公共施設に供給。**
- 再生エネによる電力供給のみでなく**防災力向上を兼ねる蓄電池等の整備等多角的な取組を実施。**



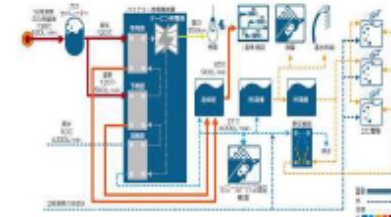
西部環境工場

（写真出所：熊本市「よこそ 西部環境工場へ」  
[http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=731](http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=731)（閲覧日：2020/11/24））

#### 福島県福島市

#### 地域経済

- 地元の温泉協同組合が中心になって、新会社を2012年10月に設立。**温泉の蒸気と熱水を利用しバイナリー発電装置により電力を生成、FIT売電。**
- 発電に利用した後の**温泉水を旅館に配給。**さらに、発電所で使う媒体を冷却するために使われた**大量の水を再利用して融雪やエビの養殖に活用。**



図出所）環境省「温泉熱利用事例集」p.9  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111097.pdf>  
（閲覧日：2020/11/26）

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 地域脱炭素化促進事業を行う事業者は、事業計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合することについて市町村から認定を受け、特例措置を受けることができる。（第22条の2）
- この特例措置には温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略がある。（第22条の5～第22条の11）

	特例の対象となる許認可等手続の概要	
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可※特別地域における行為の場合 又は届出※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物処理法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出